

○ 農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）

改 正 案

目次  
第一章～第四章（略）

第五章 特定信用事業電子決済等代行業（第四十九条の二～第四十

九条の七）

第六章 指定紛争解決機関（第五十条～第五十四条）

第七章 監督（第五十五条）

第八章 雜則（第五十六条～第六十四条）

附則

第五章 特定信用事業電子決済等代行業

（認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の認定の申請）

第四十九条の二 法第九十二条の五の六の規定による認定の申請は、  
次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出してしなければ  
ならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 役員の氏名

四 法第九十二条の五の六第二号に規定する協会員の氏名又は名称

現 行

目次  
第一章～第四章（略）

第五章 指定紛争解決機関（第五十条～第五十四条）

第六章 監督（第五十五条）

第七章 雜則（第五十六条～第六十三条）

附則

（新設）

（新設）

2

前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

(特定信用事業電子決済等代行業者等について銀行法を準用する場合の読み替え)

第四十九条の三 法第九十二条の五の九第一項の規定により銀行法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホ及び第五十二条の六十一の二十五第二項の規定を準用する場合においては、同号ホ中「農業協同組合法、水産業協同組合法」とあるのは「水産業協同組合法」と、「労働金庫法」とあるのは「労働金庫法、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）」と、同項中「認定業務」とあるのは「認定業務（農業協同組合法第九十二条の五の六に規定する認定業務をいう。第五十二条の六十一の二十八第一項及び第五十二条の六十一の二十九において同じ。）」と読み替えるものとする。

(登録の基準となる法律の範囲)

第四十九条の四 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行

法第五十二条の六十一の五第一項第一号ホの政令で定める法律は、次のとおりとする。

一 中小企業等協同組合法

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）

(名称の使用制限の適用除外)

(新設)

第四十九条の五 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行

法第五十二条の六十一の二十一第二項の政令で定めるものは、次に掲げる認定のいずれかを受けた者とする。

一 水産業協同組合法第百二十二条の五の六の規定による認定

二 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の七の規定による認定

三 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の十の規定による認定

四 銀行法第五十二条の六十一の十九の規定による認定

五 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の五の七の規定による認定

六 株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第六十条の二十一の規定による認定

2 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第三項の政令で定めるものは、次に掲げる者のいずれかの社員である者とする。

一 水産業協同組合法第百二十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会

二 協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の八に規定する認定信用協同組合電子決済等代行事業者協会

三 労働金庫法第八十九条の十一に規定する認定労働金庫電子決済等代行事業者協会

四 銀行法第二条第十九項に規定する認定電子決済等代行事業者協会

（新設）

会

五 農林中央金庫法第九十五条の五の八に規定する認定農林中央金

庫電子決済等代行事業者協会

六 株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二第三項に規定する認定商工組合中央金庫電子決済等代行事業者協会

(目的外利用の禁止の適用除外)

第四十九条の六 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行  
法第五十二条の六十一の二十五第二項の政令で定める業務は、法第  
九十二条の五の七に規定する認定特定信用事業電子決済等代行事業  
者協会が次の表の上欄に掲げる認定のいずれかを受けた一般社団法  
人であつて、当該認定特定信用事業電子決済等代行事業者協会の役  
員等（法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十  
二条の六十一の二十五第一項に規定する役員等をいう。以下この条  
において同じ。）が当該一般社団法人の同表の下欄に掲げる業務に  
従事する役員等である場合における当該業務とする。

協同組合による金融事業に	水産業協同組合法第百二十一条の五の六の認定	認定	業務
同法第六条の五の八に規定する業	同法第一百二十二条の五の七に規定する業務		

(新設)

				関する法律第六条の五の七の認定	務
				労働金庫法第八十九条の十の認定	
				銀行法第五十二条の六十一の十九の認定	同法第八十九条の十一に規定する業務
				農林中央金庫法第九十五条の五の七の認定	同法第五十二条の六十一の二十に規定する業務
				株式会社商工組合中央金庫法第六十条の二十一の認定	同法第六十条の二十二に規定する業務
（外国法人等である特定信用事業電子決済等代行業者に対する法の規定を適用する場合の読み替え）					
第四十九条の七	外国法人又は外国に住所を有する個人である特定信用事業電子決済等代行業者（法第九十二条の五の三第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいい、法第九十二条の五の八第六項の規定により特定信用事業電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（同条第一項に規定する電子決済等代行業者を				

（新設）

いう。)を含む。第六十一条において同じ。)に對して法の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

		第五十二条の六十一 の三第一項第三号	第五十二条の六十一 の三第一項第一号	読み替える法第九十 二条の五の九第一項 において準用する銀 行法の規定	読み替える法第九十 二条の五の九第一項 において準用する銀 行法の規定
	所在地		氏名	読み替えられる字句	読み替えられる字句
る。) を有する場合に限 る。 る。 る。	営業所又は事務所 地(外国に主たる 所の名称及び所在 る営業所又は事務 所在地並びに主た おける代理人の商 号、名称又は氏名	氏名及び外国に住 所を有する個人に あつては、日本に あつては、日本に における代理人の商 号、名称又は氏名		読み替える字句	読み替える字句


  


  


第五十二条の六十一 の十七第二項	第五十二条の六十一 の八第一項第四号	第五十二条の六十一 の七第一項第五号	第五十二条の六十一 の七第一項第五号	
の所在) 法人を代表する役員	所在（法人である場合にあつては、その者若しくは代理人の所在）	営業所	事務所	とき とき（国内における営業所又は事務所の清算を開始したときを含む。） いる者を含む。）

第六章 指定紛争解決機関

(名称の使用制限の適用除外)

第五十二条 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～四 (略)

五 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の

十二第一項の規定による指定

六 長期信用銀行法第十六条の八第一項の規定による指定

七 労働金庫法第八十九条の十三第一項の規定による指定

八～十 (略)

十一 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の規定による指定

十二・十三 (略)

第七章 監督

第八章 雜則

第五章 指定紛争解決機関

(名称の使用制限の適用除外)

第五十二条 法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の七十七及び法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十七に規定する政令で定めるものは、次に掲げる指定のいずれかを受けた者とする。

一～四 (略)

五 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の

四第一項の規定による指定

六 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号）第十六条の

八第一項の規定による指定

七 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の

五第一項の規定による指定

八～十 (略)

十一 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の

六第一項の規定による指定

十二・十三 (略)

第六章 監督

第七章 雜則

(主務大臣等)

第五十六条 この政令において、次の各号に掲げる主務大臣は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第三条、第四条、第十一条第一項第五号、第三十一条、第三十二条及び第四十九条の二第一項に規定する主務大臣 農林水産大臣及び内閣総理大臣

二 (略)

(権限の委任)

第五十九条 (略)

2 法第九十八条第十三項の規定及び第六十二条の規定により金融庁長官に委任された権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第九号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一九 (略)

(主務大臣等)

第五十六条 この政令において、次の各号に掲げる主務大臣は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第三条、第四条、第十一条第一項第五号、第三十一条及び第三十二条に規定する主務大臣 農林水産大臣及び内閣総理大臣

二 (略)

(権限の委任)

第五十九条 (略)

2 法第九十八条第十三項の規定及び第六十一条の規定により金融庁長官に委任された権限（次条第一項及び第四項において「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第六号から第九号までに掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一九 (略)

第六十条 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は特定信用

第六十条 長官権限のうち次に掲げるものは、申請者（準用銀行法第五十二条の三十七第一項に規定する申請者をいう。）又は特定信用

事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいい、法第九十二条の三第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされる銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

一〇十（略）

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行使することができる。

3～5（略）

第六十一条 長官権限のうち次に掲げるものは、登録申請者（法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項に規定する登録申請者をいう。）又は特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所又は事務所（外国法人又は外国に住

事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいい、法第九十二条の三第二項の規定により特定信用事業代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。以下この条において同じ。）の主たる営業所又は事務所（以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

一〇十（略）

2 前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業代理業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3～5（略）

（新設）

所を有する個人にあつては、国内における主たる営業所又は事務所。以下この条において「主たる営業所等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該登録申請者又は特定信用事業電子決済等代行業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあつては関東財務局長）に委任する。ただし、第七号及び第八号に掲げる権限は、金融庁長官が自ら行使することを妨げない。

- 一 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の三第一項の規定による登録申請書の受理
- 二 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第一項及び第五十二条の六十一の六第二項の規定による登録
- 三 法第九十二条の五の八第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第二項及び第五十二条の六十一の五第二項の規定による通知
- 四 法第九十二条の五の八第三項の規定及び法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の四第二項の規定による公衆への縦覧
- 五 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の五第一項の規定による登録の拒否
- 六 法第九十二条の五の八第二項の規定並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六第一項及び第三項、第五十二条の六十一の七第一項並びに第五十三条第

五項の規定による届出の受理並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十三の規定による報告書の受理

七 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十四第一項及び第二項の規定による報告及び資料の提出の命令

八 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十五第一項及び第二項の規定による質問及び立入検査

九 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十六の規定による命令

十 法第九十二条の五の八第四項の規定並びに法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十七第一項及び第二項の規定による处分

十一 法第九十二条の五の九第一項において準用する銀行法第五十二条の六十一の十八の規定による登録の抹消

21 前項第七号及び第八号に掲げる権限で特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等以外の営業所又は事務所その他の施設（以下この項及び次項において「従たる営業所等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のか、当該従たる営業所等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局长）も行使することができる。

前項の規定により、特定信用事業電子決済等代行業者の従たる営業所等に対し報告若しくは資料の提出の求め又は質問若しくは立入検査（以下この項において「検査等」という。）を行つた財務局长又は福岡財務支局長は、当該特定信用事業電子決済等代行業者の主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対して検査等の必要を認めたときは、当該主たる営業所等又は当該従たる営業所等以外の従たる営業所等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、第一項各号に掲げる長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の規定による指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

第六十二条　(略)

（都道府県が処理する事務）

第六十一条　(略)

（都道府県が処理する事務）

第六十二条　(略)

（事務の区分）  
第六十四条　(略)

（事務の区分）  
第六十三条　(略)